

高額療養費制度とは

医療費の自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります

高額療養費制度とは：医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1ヵ月(月初
詳しくは、厚生労働省の「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

から月末まで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を払い戻す制度です。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>)をご参照ください。

(2020年4月現在)

自己負担限度額

上限額は、下表のように年齢や所得によって異なります。

限度額適用認定証

69歳以下の方、70歳以上の住民税非課税世帯の方、70歳以上の年収約370万円～約1,160万円の方の場合、事前に加入している健康保険に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すれば、支払額が自己負担限度額までになります。(詳しくは、加入している健康保険にお問い合わせください。)

69歳以下の方

適用区分		1ヵ月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合
ア	年収約1,160万円～ 健保：標準報酬83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000)×1%	140,100円
イ	年収約770万～約1,160万円 健保：標準報酬53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000)×1%	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円 健保：標準報酬28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000)×1%	44,400円
エ	年収～約370万円 健保：標準報酬26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

適用区分は、健保では世帯主の月収、国保では世帯の年収によって決められます。
表中の年収は目安として示しています。

世帯合算

1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での受診や、同じ世帯にいる他の方の受診について(同じ健康保険に加入している方に限ります)自己負担額を1ヵ月単位で合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。ただし、69歳以下の方の場合は、自己負担が21,000円以上の場合のみ合算できます。

多数回該当

過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

70歳以上の方

適用区分		外来 (個人ごと)	1ヵ月の上限額 (世帯ごと)	多数回該当の場合
現役並み	年収約1,160万円～ 標準報酬83万円以上/ 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000)×1%		140,100円
	年収約770万～約1,160万円 標準報酬53万円以上/ 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000)×1%		93,000円
	年収約370万～約770万円 標準報酬28万円以上/ 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000)×1%		44,400円
一般	年収156万～約370万円 標準報酬26万円以下/ 課税所得145万円未満等	18,000円 [年144,000円]	57,600円	44,400円
非住 民税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	8,000円		15,000円

※70歳以上の方の「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません (2020年4月現在)

3 G-B導入療法(ガザイバとベンダムスチンとの併用)

※69歳以下、年収約370万～約770万円(適用区分「ウ」、3割負担の方)の一例

治療スケジュールの例

- ガザイバとベンダムスチンとの併用による導入療法は4週間を1サイクルとし、6サイクル繰り返します。
- 薬剤費の例としては、1ヵ月を4週間(28日間)とし、外来での治療を想定しています。(1ヵ月の治療回数は1回になります。)
- ガザイバは、1日1回1000mgを1サイクル目のみ1,8,15日目に、2-6サイクルは1日目のみ点滴静注します。
- ベンダムスチンは1-6サイクルの1-2日目に点滴静注します。

月	1				2				3				4				5				6							
週	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
サイクル	1				2				3				4				5				6							
ガザイバ	↓	↓	↓						↓								↓								↓			
ベンダムスチン	↓↓				↓↓				↓↓				↓↓				↓↓				↓↓				↓↓			

1サイクルあたりの抗がん剤の投与量(体表面積1.5m²)と薬剤費<概算>

	1サイクル(ガザイバ1,8,15日目に投与)		2-6サイクル(ガザイバ1日目のみ投与)	
	投与量	薬剤費	投与量	薬剤費
ガザイバ	1000mg/回×3回	1,376,397円	1000mg	458,799円
ベンダムスチン	90mg/m ² /回×1.5m ² ×2回	310,788円	90mg/m ² /回×1.5m ² ×2回	310,788円
	合計	1,687,185円	合計	769,587円

ここでは薬剤費のみを試算しています。実際にはその他に、検査費、その他の薬剤費、外来医療費等がかかります。

導入療法(6ヵ月)の自己負担総額(窓口支払額-払戻し額)<概算>

月	1	2	3	4	5	6	合計
サイクル数	1	2	3	4	5	6	
薬剤費	1,687,185円	769,587円	769,587円	769,587円	769,587円	769,587円	5,535,120円
自己負担限度額	94,302円	85,126円	85,126円	44,400円	44,400円	44,400円	397,754円

← 多数回該当 →

※ここに示す金額はモデルケースでの概算であり、実際の負担額と異なる場合があります。

1ヵ月の払戻し額(高額療養費支給額)の計算例<概算>

- 直近の12ヵ月に高額療養費の対象となる治療を受けておらず、初めて該当する場合について算出しています。4ヵ月目から多数回該当が適用されます。
- 1ヵ月を4週間(28日間)として計算しています。

1ヵ月目

【1サイクル目の場合】

薬剤費総額:1,687,185円 自己負担限度額:94,302円

窓口支払額(3割) 506,155円

医療保険が負担(7割) 1,181,030円

払戻し額 411,853円

自己負担限度額 94,302円

2,3ヵ月目

【治療1回】

薬剤費総額:769,587円 自己負担限度額:85,126円

窓口支払額(3割) 230,876円

医療保険が負担(7割) 538,711円

払戻し額 145,750円

自己負担限度額 85,126円

4ヵ月目～

【多数回該当の場合】

薬剤費総額:769,587円 自己負担限度額:44,400円(固定)

窓口支払額(3割) 230,876円

医療保険が負担(7割) 538,711円

払戻し額 186,476円

自己負担限度額 44,400円

「限度額適用認定証」を提示すれば、入院・外来診療にかかわらず、窓口支払いを自己負担限度額までにすることができます。

4 ガザイバ維持療法(ガザイバ単剤治療)

※69歳以下、年収約370万~約770万円(適用区分「ウ」、3割負担の方)の一例

治療スケジュールの例

- ガザイバによる維持療法は導入療法終了後、2ヵ月に1回1000mgを点滴静注し、最長2年間繰り返します。

月	1				2				3				4				5				...
週	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	...
ガザイバ	↓								↓								↓				...

- 薬剤費の例としては、1ヵ月を4週間(28日間)とし、外来での治療を想定しています。

ガザイバ投与月の薬剤費と維持療法(2年間)の自己負担総額<概算>

ガザイバ投与月(隔月)			2年間合計	
投与量	薬剤費	自己負担額	薬剤費総額	自己負担総額
1000mg/回	458,799円	44,400円	5,505,588円	532,800円

ここでは薬剤費のみを試算しています。実際にはその他に、検査費、その他の薬剤費、外来医療費等がかかります。

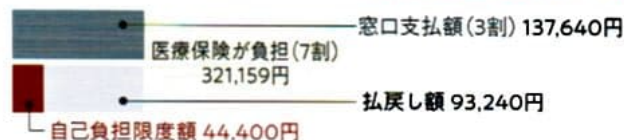
1ヵ月の払戻し額(高額療養費支給額)の計算例<概算>

- 導入療法から継続して維持療法に移行していると想定しています。
- すでに高額療養費の対象となる治療を受けており、多数回該当が適用されている場合について算出しています。
- 1ヵ月を4週間(28日間)として計算しています。

ガザイバ投与月

【多数回該当(2ヵ月ごとに治療1回)】

薬剤費総額:458,799円 自己負担限度額:44,400円(固定)



レジメン別の導入療法(6ヵ月)と維持療法(2年間)の自己負担総額<概算>

※69歳以下、年収370万~770万円(適用区分「ウ」、3割負担の方)の一例

導入療法のレジメン	月	1	2	3	4	5	6	導入療法合計(6ヵ月)	維持療法(2年間)	全治療合計(2年6ヵ月)
	治療サイクル数	1	2,3	4	5	6,7	8			
G-CHOP療法	薬剤費	1,397,199円	959,202円	479,601円	479,601円	938,400円	458,799円	4,712,802円	5,505,588円	10,218,390円
	自己負担限度額	91,402円	87,022円	82,226円	44,400円	44,400円	44,400円	393,850円	532,800円	926,650円
G-CVP療法	薬剤費	1,385,625円	936,054円	468,027円	468,027円	936,054円	468,027円	4,661,814円	5,505,588円	10,167,402円
	自己負担限度額	91,286円	86,791円	82,110円	44,400円	44,400円	44,400円	393,387円	532,800円	926,187円
G-B療法	薬剤費	1,687,185円	769,587円	769,587円	769,587円	769,587円	769,587円	5,535,120円	5,505,588円	11,040,708円
	自己負担限度額	94,302円	85,126円	85,126円	44,400円	44,400円	44,400円	397,754円	532,800円	930,554円

※ここに示す金額はモデルケースでの概算であり、実際の負担額と異なる場合があります。